

# 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

平成 29 年 6 月 21 日 決 定

令和 4 年 3 月 9 日 一部改正

## (目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人北海道社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第 10 条及び第 25 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

## (報酬等の支給)

第 2 条 役員等には勤務形態に応じて、次のとおり報酬を支給することができる。

(1) 常勤役員（常勤役員とは、常務理事として本会を勤務場所とする者をいう。）の報酬は定例報酬とする。

ただし、本会職員が常勤役員を兼務する場合、役員報酬は支給しない。

(2) 役員等が理事会及び評議員会に出席し、または監査業務に従事した場合において、1 日につき 5 千円の報酬を支給する。また、別に定める旅費支給規程に基づき、旅費を支給する。

2 定例報酬の上限金額は、評議員会の決議により定める。

3 常勤役員に就任または退任したときの報酬等は、日割計算によって支給する。

## (定例報酬)

第 3 条 常勤役員の定例報酬の基準は、北海道の取扱いの規定を準用する。

2 常勤役員の定例報酬の金額は、第 2 条第 2 項の規定により評議員会が定める上限金額の範囲内において理事会が定める。

3 定例報酬は、その全額を毎月 21 日に常勤役員本人が指定する銀行口座への振り込みによって支払う。ただし、支払日が休日の場合は、その前日とする。

## (費用)

第 4 条 役員等の職務の遂行に当たって負担した費用（交通費及びその他の経費）については、本会諸規程に基づき、遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては前もって支払う。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費を支給することができる。支給する金額は、北海道の取扱いに準じて算定し、第 3 条に定める定例報酬とともに支給する。

## (公表)

第 5 条 本会は、本規程を社会福祉法第 45 条の 35 に定める報酬等の支給の基準とし、同法の規定に基づき公表するものとする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(細則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、役員報酬規程（昭和48年6月26日決定）を廃止し、平成29年6月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。